

【1】申請日（送付日）の記載をお願いします

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和6年 1月 1日

【2】フリガナの記載をお願いします

住所	〒501-6045 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地	フリガナ	カサマツ カサマルクン
氏名		氏名	笠松 かさまるくん
個人番号		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
電話番号		生年月日	

【3】個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。あわせて、確認書類<送付状裏面>を提出してください。

記入例

「個人番号（マイナンバー）を記載する必要があるため、個人番号の番号の利用に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例（以下「申告の特例」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1）上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

（注2）申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 笠松町に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和6年1月1日	5,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、下記の①及び②に該当する場合のみ行うことができます。

①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
（注）地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、当該寄附金を支出した者が、当該寄附金の支出に係る確定申告書を提出する義務を負う者（以下「申告特例対象寄附者」と見込まれる者）をいいます。 （1）特例控除対象寄附金がない者又は同法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとする者 （2）特例控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けるための申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出がされた者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
（注）地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

【4】①所得税・住民税の確定申告をしない（見込みである）  
②ふるさと納税を行う先の団体は5団体まで  
2つ、すべてに該当すると「ワンストップ特例」が適用されます。2つの✓をお願いします。

記入例

（切り取らないでください。）

令和6年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

住所	501-6045 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地	笠松町へ郵送されたものを 確認後、受理した旨の 通知をします。	（付印）
氏名	笠松 かさまるくん 様		
受付団体名	笠松町		

寄附金税額控除（課税内容）に関する問い合わせ先

申告特例申請書の提出先

笠松町 総務部 税務課  
電話 058-388-1112(税務課直通)

笠松町 企画環境経済部 企画課  
〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地  
電話 058-388-1113(企画課直通)